

藤岡市過疎地域移住定住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の過疎地域における移住及び定住の促進を図るため、過疎地域に移住した者に対し、予算の範囲内において藤岡市過疎地域移住定住支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、藤岡市補助金等に関する規則（昭和42年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「過疎地域」とは、藤岡市過疎地域持続的発展計画に示された区域をいう。

(交付要件)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 藤岡市ふるさとの木で家づくり支援事業補助金交付要綱（令和4年告示第43号）第10条第1項第3号の転入者加算金（以下「転入者加算金」という。）の交付決定を受けた者
- (2) 過疎地域に、第5条の規定による申請の日から5年以上、継続して居住する意思を有している者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1件当たり10万円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、過疎地域移住定住支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) ふるさとの木で家づくり支援事業補助金交付決定通知書（藤岡市ふるさとの木で家づくり支援事業補助金交付要綱様式第3号）の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、過疎地域移住定住支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、過疎地域移住定住支援事業補助金請求書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 藤岡市ふるさとの木で家づくり支援事業補助金交付要綱第9条の規定により交付された藤岡市ふるさとの木で家づくり支援事業補助金の金額が分かる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し等)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、第3号については、市長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

(1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

(3) 第5条の規定による申請の日から5年未満に過疎地域から転出したとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、過疎地域移住定住支援事業補助金返還命令書（様式第4号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ該当各号に定める額とする。

(1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき 交付した補助金の全額

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき
交付した補助金の全額

(3) 第5条の規定による申請の日から3年未満に過疎地域から転出したとき
交付した補助金の全額

(4) 第5条の規定による申請の日から3年以上5年未満に過疎地域から転出したとき
交付した補助金の半額

(書類等の保存)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る帳簿、書類等を事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間はこれを保存しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。